

平成25年度 伯耆町戦没者追悼式

伯耆町では、戦没者追悼式を開催いたします。戦没者のご遺族の方は、ご参列いただきますようご案内いたします。

と き 9月6日(金) 10:00~11:30
と ころ 鬼の館ホール
送迎バス 行き 本庁舎9:20発 分庁舎9:35発
帰り 式典終了後、分庁舎経由で本庁舎まで運行。
※シャトル運行は行いません。乗り遅れないようにご乗車ください。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534



岸本温泉ゆうあいパル 温泉プール無料利用券を 交付します

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴設備と運動用の温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町では、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、岸本温泉ゆうあいパル内温泉プールの無料利用券を交付します。



水中では、「浮力」によって下半身への負担が少なく、腰痛や関節痛などのトラブルを抱えた人でも安全に運動することが出来ます。水中での運動は、水の抵抗によって歩くだけでも相当の運動量になりますので、体力づくりに有効です。また、全身の筋肉が伸びて血行が良くなるなど、生活習慣病予防にも最適です。

対 象 町民
交付枚数 1人1ヵ月に4回分を限度に申請月から翌年3月までの月数分を交付。
※例:8月中に申請した場合、8ヵ月(8月~3月)×4枚=32枚
利用期間 平成26年3月31日まで
申請窓口 福祉課または分庁舎総合窓口課

【注意事項】

- ・助成券は、プールでのみ利用できます。(入浴される場合には、別途入浴券が必要です。)
- ・助成券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
- ・助成券は、再発行できません。
- ・利用する際は、本人確認ができる資料(免許証、保険証など)をご持参ください。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534



猫の避妊・去勢手術費用を助成します

猫由来の感染症や野良猫の増加を防ぐため、飼い猫の避妊・去勢について手術費用の一部を助成します。助成を希望される方は、下記までお申込みください。なお、申込み多数の場合は抽選となります。

対 象 鳥取県内に居住している方で、猫を飼っている方
助成費用 避妊手術 4,000円
去勢手術 2,000円
※1世帯につき1頭のみ
申込方法 地域整備課または分庁舎総合窓口課に設置している申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県獣医師会にご提出ください。
申込期限 10月15日(火)必着

【問い合わせ・申込み先】 鳥取県獣医師会 ☎0857-53-4300

まちづくり公開講座

思いをかなえるヒント3

集落が抱える様々な課題を解決するために行われている、身近なまちづくりの体験談をお話していただきます。1時間程度の発表の後、お茶を飲みながら交流会を開催します。お気軽にご参加ください。

と き 9月26日(木) 19:00~21:00
と ころ 溝口公民館 3階 大会議室
演 題 「やっちゃげえがな」仲間と楽しみながら
講 師 江府町のボランティアグループ ささえあいトンカチ屋さん
会 長 末次 喜三男 氏
事務局 長 河上 英明 氏
申込期限 9月20日(金)

【問い合わせ・申込み先】 企画課 町づくり推進室 ☎68-3113

児童扶養手当・特別児童扶養手当などを受給している皆様へ

10月から 手当額が 変わります

児童扶養手当などの各種手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額が改定されます。ただし、現在の手当は、平成12年度から平成14年度までの間、物価下落時に特例措置により手当額が据え置かれた経緯から、本来の手当額より1.7%高い水準(特例水準)で支払われています。この特例水準(1.7%)を平成27年度までに解消する改正法が国会で成立したことにより、平成25年10月から段階的に手当額が引き下げられることとなりました。

手当の名称	平成25年度		平成26年度	平成27年度	
	9月分まで	10月分から	4月分から(※予定)	4月分から(※予定)	
児童扶養手当	全額支給	41,430円	41,140円	40,850円	40,730円
	一部支給	41,420円 ~9,780円	41,130円 ~9,710円	40,840円 ~9,640円	40,720円 ~9,610円
特別児童扶養手当	1級	50,400円	50,050円	49,700円	49,550円
	2級	33,570円	33,330円	33,100円	33,000円
特別障害者手当		26,260円	26,080円	25,890円	25,820円
障害児福祉手当		14,280円	14,180円	14,080円	14,040円
経過的福祉手当		14,280円	14,180円	14,080円	14,040円
特例水準			▲0.7%	▲0.7%	▲0.3%

※手当の月額額は、物価変動等の要因により改定される場合があります。

特別児童扶養手当のお知らせ

特別児童扶養手当は、身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

次の方は対象になりません

- ・児童、父母または養育者が国内に住所がないとき
- ・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき
- ・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設などに入所(通園・通所施設は除く)しているとき
- ・手当を受ける方及び同居されている親族などの前年の所得が一定以上であるとき

特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

特別障害者手当・障害児福祉手当とは、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	対象の方は、20歳以上の方で、概ね身体障害者手帳1、2級程度及び療育手帳A程度の障害が重複している方、もしくははそれと同等の疾病・精神障害を有し、在宅生活している方です。	対象の方は、20歳未満の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時介護が必要な、在宅生活をしている方です。
支給制限	本人、扶養義務者の所得制限があります。施設入所または継続して病院に3ヶ月以上入院しているときは、支給されません。	本人、扶養義務者の所得制限があります。施設入所しているときは、支給されません。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

